

守山市の将来を支える若い世代の起業家教育推進業務 公募型プロポーザル方式提案者募集要項

1 業務名

守山市の将来を支える若い世代の起業家教育推進業務

2 業務場所

守山市役所ほか

3 業務の目的

昨今全国で起業支援に関する取組が官民ともに進み、各種セミナーの実施、支援制度の整備が行われているなか、本市でも、地方創生総合戦略に「起業創業の支援」を位置づけ、「起業家の集まるまち、守山市」をキーワードとして各種取組を進め、地域や民間の積極的な取組の支援や地域内における起業支援機運の醸成に努めているところです。

新型コロナウイルス感染症をはじめ、社会を取り巻く環境も多種多様に変化するなか、本業務では、本市を取り巻く中高生などの若い世代に対し、「起業」をテーマとした地域の魅力や課題の再発見の機会作りを通して、地域や起業を身近に感じ、将来の本市での起業家人材の育成につなげることで、持続可能な地域活性化および地域経済の発展につなげるモデルを作ることを目的に実施するものです。

なお、新型コロナウイルス感染症への対策を考慮し、オンライン等ICT技術の積極的な活用を推奨することとします。

4 業務内容

別紙「守山市の将来を支える若い世代の起業家教育推進業務 特記仕様書」のとおり

5 見積上限価格

金 1,000,000 円（消費税および地方消費税を除く。）

6 履行期間

契約締結日から令和3年3月23日まで

7 参加資格要件

(1) 所在地

滋賀県内に本社または支社を有していること。

(2) 実績

平成 29 年 4 月 1 日以降、公告日の前日までに完了している国または地方公共団体、民間における同種・類似の情報発信業務の実績を 2 件以上有すること。

(3) ICT の活用、関係機関の調整等

ア 新型コロナウイルス感染症対策および新しい生活様式の推進の観点により、コロナ下でも継続して事業を実施できるよう、プログラム内においてオンライン等 ICT 技術について積極的な活用を企画・実施できる者。

イ 実施事業に必要な市内コワーキング、教育機関、各施設等との調整・交渉が受注者で行える者

ウ その他各種法令を遵守の上、仕様書に基づく起業プログラムが展開できるよう、必要機関との調整をできる者

(4) その他

以下の項目に該当するものは、参加資格を有しないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

イ 経営状態が健全でなく、市税等を滞納している者。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。

エ 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体。

(ア) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(イ) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

(ウ) 暴力団関係者とは以下のいずれかに該当する者をいう。

- ・自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- ・暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
- ・暴力団もしくは暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- ・暴力団、暴力団員または上記までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者

8 選定条件

参加申込書を提出したもので、上記 7 (1) から (3) の参加資格要件をすべて満たすものを指名する。

9 参加申込みおよび受付

(1) 参加申込みおよび受付の方法

本募集要項 10 で掲げる提出書類を、持参または郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、受付期間内必着とする。(消印有効ではない)

(2) 受付場所

守山市 直属 地域振興課

(3) 受付期間

令和 2 年 9 月 15 日(火)から令和 2 年 9 月 30 日(水)午後 5 時まで

10 提出書類

以下の書類を提出することとする。なお、令和 2 年度 守山市役務委託等業務業者登録名簿に登録のある業者については、(3)から(7)は不要とする。

(1) 公募型プロポーザル参加申込書

(2) 提案者概要書および実施体制調書（提案様式 2、3、4）

(3) 法人に係る登記事項証明書または商業登記簿謄本【法人の場合】

(4) 身元証明書【個人の場合】

(5) 印鑑証明書（発行日から 3 カ月以内）

(6) 納税証明書（税金の未納のないことを示すもので発行日から 3 カ月以内）

【法人の場合】

ア 国税：法人税、消費税および地方消費税

イ 都道府県税：法人事業税、法人都道府県税

ウ 市町村税：法人市町村税、固定資産税

(7) 委任状（支店または営業所と取引をする場合）

11 プロポーザルの実施概要

(1) 提案時期

令和 2 年 9 月 30 日(水)午後 5 時を提案書提出期限とする。

(2) 実施要領の入手方法

令和 2 年 9 月 15 日(火)、守山市直属地域振興課窓口にて配布するとともに、本市のホームページに掲載する。なお、窓口における配布は土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに限る。

(3) 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

以下に全体のスケジュールを示す。詳細は、別紙『公募型プロポーザル方式実施要領』のとおり。

・実施要項発表

令和 2 年 9 月 15 日（火）

・ 質問締切	9月17日（木）
・ 質問回答	9月18日（金）
・ 提案書提出期限（必着）	9月30日（水）
・ 企画書審査（予定）	10月2日（金）
・ 審査結果通知（予定）	10月5日（月）

12 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書（提出様式7）にて、令和2年9月17日（木）午後5時までに上記9（2）提出場所宛に提出すること。提出方法は、電子メールまたはFAX、郵送等（当日消印有効）によるものとする（提出された場合には、受信確認の連絡をすること）。電話および口頭による受付は不可とする。

質問書の内容およびそれに対する回答は市のホームページで9月18日（金）までに掲載する。

13 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市 直属 地域振興課 担当：杉本

電話 077-582-1165

FAX 077-582-0539

E-mail chiikishinko@city.moriyama.lg.jp